

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第 9 条の 6 第 3 項
処 分 の 概 要	教習用備付け銃に係る打刻命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	